

見学のための管理区域への入域方法

■■■本件の問い合わせ先■■■

放射線受付（放射線受付棟，内線：3500，外線：029-864-5496，E-mail：kek3500@ml.post.kek.jp）
営業時間：平日 8:30～12:00 及び 13:00～18:30

■■■見学について■■■

ここで言う「見学」とは、**純粋な施設見学**です。
これ以外は、すべて放射線作業になりますので、見学の手続きでは入域できません。

見学の時間は、原則として **1 施設 30 分以内**です。

放射線業務従事者である本機構の職員による引率が必要です。

該当区域の**放射線監視員詰所の営業時間のみ見学可能**です。
時間外の場合は事前に該当区域の管理区域責任者に相談してください。

■■■見学の手順■■■

1. 様式 3 号の作成

「**放射線管理区域・周辺監視区域への立入許可願，見学等の届**」（様式 3 号）を作成する。
作成時は下記の「注意事項」に注意すること。

2. 様式 3 号の提出

管理区域責任者の許可が必要ない場合：**該当区域の放射線監視員詰所**に提出（直前可）
管理区域責任者の許可が必要ある場合：**放射線受付**に提出（直前不可）

3. 線量計等の受け取り

該当区域の放射線監視員詰所で、線量計，ID カード等を受け取る。

4. 見学

引率者の下に見学を行う。

■■■注意事項■■■

●一般安全に関する許可が必要な場合があります

該当者：KEKB（富士，筑波を除く），PF-AR（北・北東・北西実験棟を除く），
電子陽電子入射器，BT，ダンピングリング，ATF 加速器室，STF 地下トンネル，
BL-27，PS 関係（NML 関連施設を除く）を見学する場合

- ・自身で事前に様式 3 号の余白に許可可能者の署名をもらうこと。
- ・許可可能者が不明な場合は放射線受付に問い合わせる。

●管理区域責任者の許可が必要な場合があります

該当者 1：特別な事情で見学時間が **30 分以上の場合**

該当者 2：KEKB トンネル，PF-AR 加速器トンネル，電子陽電子入射器（リニアック，低速陽電子），
BT，ダンピングリング，BL-27，PS 関係，第 7 区域関連施設を見学する場合

- ・該当する場合は放射線受付で該当区域の「管理区域責任者の許可」を取ります。
- ・時間に余裕をもって様式 3 号を放射線受付に提出すること。
- ・事前に管理区域責任者と相談しておくことが望ましい。
- ・休日，夜間には管理区域責任者の許可は取ることができません。